

(別紙 1)

狩猟鳥獣及び狩猟期間  
(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則別表第一)

環境省が定める狩猟鳥獣 (計46種 鳥類26種及び獣類20種)	狩猟期間
<p>【鳥類】 カワウ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、エゾライチョウ、ヤマドリ (亜種のコシジロヤマドリを除く)、キジ (亜種のコウライキジを含む)、コジュケイ、ヤマシギ (アマミヤマシギを除く)、タシギ、キジバト、ヒヨドリ、ニューナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス</p> <p>【獣類】 タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン (亜種のアシマテンを除く)、イタチ (オスに限る)、シベリアイタチ、ミンク、アナグマ、アライグマ、ヒグマ、ツキノワグマ、ハクビシン、イノシシ (雑種のイノブタを含む)、ニホンジカ、タイワンリス、シマリス、ヌートリア、ユキウサギ、ノウサギ</p>	<p>毎年11月15日から翌年2月15日まで (ただし、ニホンジカ及びイノシシは11月15日から翌年3月15日まで。 ツキノワグマは11月15日から12月14日まで。)</p>

注1) メスキジ、メスヤマドリについては、令和4年9月15日から令和9年9月14日まで捕獲禁止措置がされている (環境省令)。

注2) ウズラは、平成25年度より狩猟鳥獣から除外されている。

注3) バン・ゴイサギは、令和4年度より狩猟鳥獣から除外されている。

注4) ツキノワグマは兵庫県本州部の内、円山川・市川より西側地域に限り狩猟禁止の制限的解除を行う。

(別紙 2)

## 令和 5 年度の狩猟者登録状況

各年度、10月末集計値

区分		網	わな	第一種 (装薬銃)	第二種 (空気銃)	合計
県内者	R 5	21	2,768	1,662	93	4,544
	R 4	18	2,767	1,675	93	4,553
県外者	R 5	0	53	196	9	258
	R 4	0	53	178	7	238
合計	R 5	21	2,821	1,858	102	4,802
	R 4	18	2,820	1,853	100	4,791

前年同月比 : 100.2%

前年同月比 : 11 件増

### 別紙 3

#### 鳥獣保護区等の指定状況

区 分	R5.11.1 指定現況	
	箇所	ha
鳥獣保護区	86	38,646
特別保護地区	13	1,770
休猟区	1	2,921
特定猟具使用禁止区域 (銃/銃・くくりわな)	169	202,123
指定猟法禁止区域	1	140
計	257	243,830

国指定鳥獣保護区である「浜甲子園鳥獣保護区(特)」及び「円山川下流域鳥獣保護区(特)」2箇所を含む

(参考)

- ・「鳥獣保護区」とは、野生鳥獣の保護増殖を図るために鳥獣の捕獲を禁止する区域。
- ・「特別保護地区」とは、鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るために特に必要があると認める区域
- ・「休猟区」とは、狩猟の持続性を保つため3年間の期間を定め休猟する区域。
- ・「特定猟具使用禁止区域(銃)」とは、特定猟具を銃器と定め、当該猟具による危険防止を図るため当該猟具の使用を禁止する区域。(新法施行前の「銃猟禁止区域」であり、「わな猟」等の実施は可能)
- ・「指定猟法禁止区域」とは、指定猟法(鉛散弾の使用)が禁止される区域。